2　記載方法 ⑴～⑶　（略） ⑷　申請の種類は、新規登録又は新規検査に係る申請にあっては「新規」、変更登録の申請にあっては「変更」、移転登録の申請にあっては「移転」、自動車検査証の変更記録の申請にあっては「記録」、更正の登録の申請にあっては「更正」、永久抹消登録の申請にあっては「永久」、輸出抹消仮登録の申請にあっては「輸出」、一時抹消登録の申請にあっては「一時」とそれぞれ記載する。	2　記載方法 ⑴～⑶　（略） ⑷　申請の種類は、新規登録又は新規検査に係る申請にあっては「新規」、変更登録の申請及びこれと同時にする自動車検査証の変更記録の申請にあっては「変更」、移転登録の申請及びこれと同時にする自動車検査証の変更記録の申請にあっては「移転」、永久抹消登録の申請にあっては「永久」、輸出抹消仮登録の申請にあっては「輸出」、一時抹消登録の申請にあっては「一時」とそれぞれ記載する。
第４　様式省令第７条第２項に定める光ディスクへの記録方式 １　光ディスクのファイル構成等 ⑴　光ディスクのトラックフォーマットは日本産業規格Ｘ6283又はＸ6248による。 ⑵　ボリューム及びファイル構成は、日本産業規格Ｘ0606又はＸ6237による。 ⑶・⑷　（略） ２　ファイルへの記録事項及び記録方法等 ⑴・⑵　（略） ⑶　共通申請データファイルへの記録事項及び記録方法 ①　共通申請データファイルには、別表第７に掲げる「項目」欄の事項を、同表に示す順序により「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ②　（略） ⑷　個別申請データファイルへの記録事項及び記録方法 ①　（略） ②　様式省令第７条第２項第１号に掲げる申請にあっては、別表第８に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ③　様式省令第７条第２項第２号に掲げる申請にあっては、別表第９に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ④・⑤　（略） ⑸　（略） 第５　様式省令第７条第２項に定める書面への記載事項等 １　記載事項及び形式 ⑴　様式省令第７条第２項に定める書面（以下第５において「申請一覧」という。）には、次の事項を記載する。 ①～⑤　（略） ⑵～⑷　（略） ２　記載方法 ⑴・⑵　（略） ⑶　申請の種類は、新規検査に係る申請にあっては「新規」、自動車検査証の変更記録の申請にあっては「記録」、自動車検査証返納証明書の交付の申請にあっては「返納」とそれぞれ記載する。 第６　様式省令第７条第３項に定める記載事項 様式省令第７条第３項に定める記載事項は次のとおりとする。 ①～④　（略）	第３　様式省令第７条第２項に定める光ディスクへの記録方式 １　光ディスクのファイル構成等 ⑴　光ディスクのトラックフォーマットは日本産業規格Ｘ6283による。 ⑵　ボリューム及びファイル構成は、日本産業規格Ｘ0606による。 ⑶・⑷　（略） ２　ファイルへの記録事項及び記録方法等 ⑴・⑵　（略） ⑶　共通申請データファイルへの記録事項及び記録方法 ①　共通申請データファイルには、別表第６に掲げる「項目」欄の事項を、同表に示す順序により「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ②　（略） ⑷　個別申請データファイルへの記録事項及び記録方法 ①　（略） ②　新規検査又は自動車検査証の変更記録の申請にあっては、別表第７に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ③　自動車検査証返納証明書の交付の申請にあっては、別表第８に掲げる「項目」欄の事項を同表に示す順序により、「文字種類」欄に示す文字種類を用いて記録する。 ④・⑤　（略） ⑸　（略） 第４　様式省令第７条第２項に定める書面への記載事項等 １　記載事項及び形式 ⑴　様式省令第７条第２項に定める書面（以下第４において「申請一覧」という。）には、次の事項を記載する。 ①～⑤　（略） ⑵～⑷　（略） ２　記載方法 ⑴・⑵　（略） ⑶　申請の種類は、新規検査に係る申請にあっては「新規」、自動車検査証の変更記録の申請にあっては「記入」、自動車検査証返納証明書の交付の申請にあっては「返納」とそれぞれ記載する。 第５　様式省令第７条第４項に定める記載事項 様式省令第７条第４項に定める記載事項は次のとおりとする。 ①～④　（略）

別表第１中「全角文字コード表」の次に「(第２及び第４関係)」を加える。
別表第２中「第１及び第３関係」を「第２及び第４関係」に改める。
別表第３中「第１関係」を「第２関係」に改める。
別表第８中「第３関係」を「第４関係」に改め、同表を別表第９とする。
別表第７中「第３関係」を「第４関係」に改め、同表を別表第８とする。
別表第６中「第３関係」を「第４関係」に改め、同表を別表第７とする。
別表第５中「抹消登録)」の次に「(第２関係)」を加え、同表を別表第６とする。